

～空家等への立入調査を実施しました～

南箕輪村

令和7年9月10日(水)実施

●派遣内容

相続人全員が相続放棄した空家、何年も手入れされていない廃屋化した空家など、令和6年3月時点で村内廃屋調査対象家屋として確認した7物件について再調査。特定空家、管理不全空家等を判定するため、県のマニュアルや調査票を参考に村空家等検討部会を経て、令和6年度に村版『特定空家等及び管理不全空家等の調査票』を作成。

今回はこの調査票に基づき県派遣事業より建築士小林さん、家屋調査士三澤さんにお越しいただき事務局職員2名とあわせた計4名で立ち入り調査を実施。

●派遣状況

特定空家等及び管理不全空家等を判定する調査票を使用し、専門家立ち合いのもと、4つの判定基準①倒壊等著しく保安上危険となる状態、②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れのある状態、③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態)の各項目ごとにチェックを付けていく方法で調査を実施した。



《今後の対応》

今回の立ち入り調査の結果は南箕輪村空家等対策検討部会への報告や対策の検討を経て、

【R07 空家等対策支援専門家派遣事業 File16 南箕輪村作成】

南箕輪村空家等対策検討委員会にて認定される仕組みが整うよう準備を進めていきたい。